



平成28年12月22日

各 位

会 社 名 日本道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 宣男
(コード番号: 1884 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員 清水 知己
(TEL. 03-3571-4891)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事及び東日本高速道路株式会社関東支社発注の東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反によりまして、平成28年12月22日付けで国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、コンプライアンス体制の強化に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成29年1月6日から平成29年5月20日までの135日間

3. 業績に与える影響

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示義務に該当する場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上